

薬生食輸発0228第1号  
令和2年2月28日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(インド産脱脂大豆のアフラトキシン)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第1号(最終改正：令和2年2月14日付け薬生食輸発0214第2号)にて通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、インド産脱脂大豆からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1のインドの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
脱脂大豆	—	総アフラトキシン (アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	(1) 容器包装に入れられたものについては、別表2によること。  (2) コンテナにバルク形態で輸入される食品については、任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、1検体とする。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

を追加する。